

平 15 全事外第 21 号

平成 15 年 2 月 17 日

各府省情報統括責任者（C I O）連絡会議幹事会

議 長 小 川 洋 殿

全 国 銀 行 協 会

会 長 寺 西 正 司

国家公務員給与の全額振込化に関する要望について

平素は、種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、国家公務員給与は、口座振込による支給のほか、一部現金支給、全額現金支給が多く存在し、その結果、政府の各機関や金融機関における事務負担や過誤・現金事故の危険が生じています。

一方で、民間企業では、労働基準法が（国家公務員給与法と同様に）現金支給を原則としているなかで、職員の同意を得つつ、全員全額振込を実現し、企業内の事務負担の軽減や現金事故の危険性の回避に努めています。

また、「e-Japan 重点計画 2002」におきましては、本年度末までに政府の人事、給与等の業務の電子化について、各府省間の整合性や連携を確保したシステム整備、具体的運用等の基本方針を公表することとなっております。

つきましては、国家公務員給与振込につきまして、行政コストを削減すると同時に、金融機関の負担を削減するために、別紙のとおり改善要望をとりまとめましたので、その実現に向けて何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以 上

国家公務員給与の全額振込化に関する要望について

1. 現状とその問題点

国家公務員給与の支給の現状をみると、全国各地に所在する官署の多くで、口座振込と現金支給の両方が行われています。

これを仔細にみると、官署の中には、既に「全員・全額振込」になっている先もありますが、多くの先では、職員によって「全額振込」、「一部現金支給＋振込」、「全額現金支給」の3種類の受取り方法があり、全体としては、「一部現金支給＋振込」が多いように見受けられます。

また、職員が給与の受給方法を指定する申し出書式（「給与の口座振込申出書」）は全官署共通ではなく、官署によっては振込額を万円単位で指定する書式になっているものがあり、そのため現金支給額が1円単位の端数を伴う額になる先も見られます。

この結果、多くの官署では、給与として現金を支給するために、次のような現金取扱の事務が毎月1回以上発生し、かなりの事務負担となっています。また、これらの事務に関連して、過誤や現金事故の危険が生じていると考えられます。

職員毎に必要な紙幣・硬貨毎の数量を、官署単位で積み上げ計算し、現金の入手先である金融機関に連絡する事務

現金を金融機関において受取り、受取った現金の金額、紙幣・硬貨毎の数量を確認し、官署まで搬送する事務

職員毎に現金を袋詰めしたうえで渡す事務

出張者や休暇取得者等も含めて職員全員に現金を渡し終えるまでの間、現金を保管する事務

こうした官署に対する現金の引渡事務を行っている金融機関においても、紙幣・硬貨毎の数量確認、官署職員による引取時の確認作業のための事務室の提供・立会いなどの事務が毎月1回以上発生し、かなりの事務負担となっています。

中央官庁を含む複数の官署については、金融機関から官署までの現金の搬送や、部・課別の現金袋詰め作業などを、金融機関によるサービスとして無償で実施してきた例もみられます。

中央官庁等における現金支給額は相当の規模に達するものであり、金融機関から官署までの現金搬送などについては、危険回避のために、相応のコストがかかります。金融機関として経営合理化が喫緊の課題となるなかで、これまで無償で実施してきたこうしたサービスについては、取り止め、ないしはその方向で検討する先が多くみられます。

なお、地方公共団体における給与支給についても、上述と同様の現状と問題点がみられますが、一部の代表的な地方公共団体では、内外の提案を受け、職員の給与振込の比率を 99.9%に引き上げたといった情報が開示されている例がみられます。

2. 民間企業の扱い

民間企業では、職員給与について、全員・全額振込を実現している先が大半です。

これは、全員・全額振込を実現することにより、企業内の事務負担を軽減し、現金事故の危険性を回避しようと努めてきた結果と考えられます。

民間企業の給与支給は労働基準法を遵守して行なわれており、同法では現金支給（通貨払）が原則となっています。このため、各企業では、全額振込に職員の同意を得るようにしています（労働基準法が、職員給与について現金支給を原則としている点は、国家公務員給与法と同様です）。

なお、民間企業では、社内規程においても、「全額振込」、「一部現金支給＋振込」、「全額現金支給」の 3 種類を用意するのではなく、「全額振込」、「全額現金支給」の 2 種類を用意し、職員各人に「全額振込」への同意を依頼しているケースが多いように窺われます。

この結果、国家公務員と地方公務員についての給与支給に係る現金関係事務は、顕著かつ特異な負担のある事務となっています。

3. 改善のお願い

内閣総理大臣が本部長を務めておられる IT 戦略本部は、昨年 6 月に公表した「e-Japan 重点計画 2002」に、次のように記載しています。

「各府省共通の人事、給与等の内部管理事務については、手続の電子化に加え、手続の簡素化等業務の合理化を推進する。」

「各府省共通の人事、給与等の内部管理業務の電子化について、各府省間の整合性や連携を確保したシステム整備、具体的運用等に関する基本方針を 2002 年度中に策定する。（総務省、財務省及び全府省）」

電子政府の実現にあたっては、「業務改革」が必須課題とされています。国家公務員給与につきましては、行政コストを削減すると同時に、金融機関の負担を削減するために、全額振込化を、職員の同意を得つつ、早急かつ具体的な日程目標を設定して進めていただきたく、要望いたします。

この点、近く策定される予定とされている「電子政府構築計画に盛り込むべき施策の基本方針」、「人事・給与等業務の電子化に関する基本方針」などにおいて、人事・給与等業務に係る制度・運用の見直しの一環として、具体的な推進の方針を明示されますよう、お願い申し上げます。

以 上